

## 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号及び第2項の規定により、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（同条第3項の規定により知事が保存するものであって同項の規定による保存期間が経過していないものに限る。以下「知事保存本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事保存本人確認情報を利用する事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年長野県条例第30号）の規定に基づく年金である給付を受ける権利を有する者又は当該給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）及び長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号。以下「県税条例」という。）の規定に基づく県民税（法人の県民税に限る。）、事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、固定資産税、ゴルフ場利用税及び狩猟税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費（ウにおいて「徴収金」という。）の賦課徴収に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認

ア 個人の行う事業に対する事業税、不動産取得税又は自動車税の賦課に係る納税通知書が返戻された場合における次に掲げる者

(ア) 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者又はその相続人

(イ) 不動産取得税の納税義務者又はその相続人

(ウ) 自動車税の納税義務者又はその相続人

(エ) (イ)及び(ウ)に掲げる納税義務者が法人の場合にあっては、当該法人（当該法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載がある者

イ 自動車税の減免に係る県税条例第53条第1項第2号に規定する身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を日常的に介護する者

ウ 納期限までに徴収金を完納しない場合又は過誤納金の還付に係る通知が返戻された場合における次に掲げる者

(ア) 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの第二次納税義務者若しくは保証人（以下「納税者等」という。）

(イ) 納税者等の相続人

(ウ) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

(エ) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

(オ) 納税者等の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(カ) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(キ) 納税者等が法人の場合にあっては、当該法人（当該法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。）の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載がある者

(3) 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の買収前の所有者若しくはその一般承継人、借受人若しくはその相続人又は隣接地等の所有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

(知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供)

第3条 知事は、法第30条の15第2項の規定により、別表の左欄に掲げる執行機関（以下この条において「知事以外の執行機関」という。）から同表の右欄に掲げる事務の処理に関し求めがあったときは、次の各号のいずれかに掲げる方法により知事保存本人確認情報を提供するものとする。

- (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信する方法
- (2) 規則で定めるところにより、知事から知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。（後略）

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（別表）（第3条関係）

左 欄	右 欄
教育委員会	高等学校等における修学が困難な者に貸与した奨学金等の返還に関する貸与を受けた者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による放置違反金等に関する同法第51条の4第4項の規定による命令、同条第6項の規定による通知、同条第13項の規定による督促又は同条第14項の規定による徴収の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による住民監査請求を行った者の氏名又は住所の確認